

# 博士學位論文

内容の要旨および審査の結果の要旨

第17集

平成23年

日本赤十字看護大学

はしがき

本篇は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、平成23年度において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は学位規則第4条第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

# 目 次

学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 45 号	博士（看護学）	北岡 英子	子どもネグレクトケースへの支援において保健師が直面している困難  Difficulties Faced by Public Health Nurses Who Provide Support in Child Neglect Cases	(1)

氏 名：北 岡 英 子

学 位 の 種 類：博士（看護学）

学 位 記 番 号：甲 第 4 5 号

学位授与年月日：平成23年 9月30日

学位授与の要件：学位規則第4条第1項該当

論 文 題 目：子どもネグレクトケースへの支援において保健師が直面して  
いる困難

Difficulties Faced by Public Health Nurses Who Provide  
Support in Child Neglect Cases

論文審査委員：主査 武 井 麻 子

副査 筒 井 真優美

副査 守 田 美奈子

副査 鶴 田 恵 子

副査 平 澤 美恵子（前日本赤十字看護大学 教授）

## 論 文 内 容 の 要 旨

### 【研究の背景】

現在、児童相談所の子ども虐待に関する相談処理件数は増加の一途を辿っている。申請者は研修会や勉強会で虐待ケースへの対応業務に就いている保健師とかかわることが多い。そこでの保健師はネグレクトケースへのかかわりが、いかに大変であるかを訴え疲弊していた。子ども虐待ケースへの支援に関する先行研究や調査では、虐待を一括して扱われることが多く、ネグレクトケースに特化した研究は少ない。特に保健師が具体的にネグレクトケースとどのようにかかわり、どのような困難を抱えているのかは明らかにされていない。そこで本研究では、保健師がネグレクトケースへのかかわりの中で、どのような困難に直面しているのか、その困難な状況を明らかにしたいと考えた。

### 【研究目的】

保健師がネグレクトケースへの支援においてどのような困難を感じているのか、なぜ困難と捉えたかなど、支援上の困難な状況を明らかにすることを目的とする。

### 【研究方法】

本研究デザインは質的記述的研究方法である。研究参加者の選定は、子どもネグレクトに関して支援経験があり、研究者と信頼関係を有する関東圏内都市部5か所の保健機関の保健師10名であった。データ収集の方法は参加者への面接で半構成的インタビュー法を用い、1～5回の面接を行った。面接内容は許可を得て録音し、逐語録に書き起こした。データ分析は逐語録を中心にネグレクトケースを支援する保健師の困難な体験を特徴づけるエピソードを抽出した。

### 【倫理的配慮】

研究参加者の選定は、ネグレクトケースへの支援経験があり、研究者と信頼関係を有する保健

師に口頭で研究の趣旨を説明したうえで、内諾を得た。その後、所属長および保健師に対して正式に文書と口頭で、参加は自由意思であること、途中辞退が可能であること、辞退した場合にも一切の不利益がないこと、プライバシーを保護すること、得られたデータは本研究以外には使用しないこと等について説明し、参加の同意書を得て参加者とした。なお、本研究は日本赤十字看護大学の研究倫理審査委員会に申請し承認を得た（第 2008-52）。

## 【結果】

### A. 研究参加者の概要

研究参加者 10 名の年代は 20 歳代（1 名）、30 歳代（4 名）、40 歳代（3 名）、50 歳代（2 名）であり、全て女性、平均年齢 42.1 歳、保健師経験歴は平均 20.1 年、保健師として子ども虐待の疑いを含めての支援経験年数は 5 年～28 年で、平均 17.3 年であった。

### B. ネグレクトケースにかかわる保健師の困難

#### 1. ケースとの出会いにおける驚愕と否定的な感情

保健師がネグレクトケースに出会って最初の反応は怒りであった。子どもの人権そのものが認められていない現実直面し、保健師は驚き、呆れるとともに、養育者に対して思わず怒りの気持ちを持っていた。そしてまず優先することは被害を受けている子どもが健康で安全な生活を送れるように支援しなければ、と使命感のような思いをもっていた。

#### 2. 深まらない養育者との関係

次の段階で保健師が直面したのは養育者へのかかわりの難しさであった。子育ての責任を放棄するような養育者の言動は理解し難いことであり、しかも現状を問題として捉えておらず、支援も求めていることを痛感していた。ようやく支援のきっかけを見い出すことができても会話が成り立たず、関係が深まらないことに焦りや戸惑いを感じていた。そして支援をする過程では養育者に振り回され、養育者への不信感と心的な距離感は大きくなるばかりであった。

#### 3. 養育者と子どもとの間に立つジレンマ

保健師は子どもへの支援を優先にしなければならず、子どもを護る責任を担っていたが、そのためには養育者に育児指導をしなければならず、それは養育者の負担になり得ることであった。訪問先ではそれらを保健師一人で判断し、責任を担う大変さがあった。そして養育者を理解することと子どもを護るための予防的支援の必要など、ジレンマを感じていた。

#### 4. 支援に伴う責任の重さと心身の疲弊

ネグレクトケースへのかかわりは保健師にとって多くの困難があり、さまざまな感情を引き起こされ、疲弊していた。親としての責任が果たされていない現状に直面し、湧き上がる怒りを抑えられずにいた。その怒りの気持ちや子どもを心配する気持ちは仕事を離れても引きずる思いとなり、その気持ちが高じ、後悔や罪悪感から仕事を辞したい思いまでもつようになっていた。

## 【考察】

### A. 保健師を戸惑わせる養育者の反応とその世界

保健師は養育者に対してどのようにアプローチして関係性を構築するかが課題であった。関係性構築が難しい要因の一つに、養育者自身が他者と共感性をもつことが難しいことが挙げられる。保健師は養育者の生育歴などを鑑みながら養育者の非論理的な世界を理解すべくあるがままの姿を受け入れ、そこから関係性構築の方法の検討が始まるといえる。

## B. 保健師の共感疲労と養育者との無意識のコミュニケーション

保健師は支援を続ける中で、何も護られていない子どもに共感し、子どもの現状に対し、「何とかしなければ」と切迫した思いを持つようになり、共感疲労を引き起こしていた。一方、養育者へは怒りの感情を有し、共感できないことで心身ともに疲弊していた。このような状況は養育者が無意識のうちに自分の感情を保健師に投影同一化していたと考えられる。つまり保健師は養育者から発せられた怒りの感情を無意識のうちに受け入れ、保健師自身の内部に怒りの感情が湧き上がったと解釈でき、養育者と保健師の間でこのような無意識のコミュニケーションが生じていたと考えられる。このような心理的メカニズムを理解することにより、例え養育者が言葉で表現しなくても保健師自身が自分の感情を分析することによって養育者の感情を理解する手掛かりになると考えられる。

つまり養育者との関係性構築のためには保健師が従来から用いている問題解決思考による支援方法だけでは通用しないことを意味し、従来とは違うアプローチ方法を考える必要が示唆された。

## C. ネグレクトケースを支援するためのシステム上の問題

訪問や面接場面で保健師一人がその判断や責任を担うことは、心身ともに大きな負担となっていた。支援している保健師を孤立させないように支援者チームで支援方針や結果の確認など支援の細部まで検討するような事例検討会などや保健師個人の感情も共有できるような場の設定が欠かせないことが示唆された。そのためには保健師職だけでなく他機関・他職種、住民との連携・協働体制が不可欠であるが、実践の場では課題も残されていることが示唆された。

# 論文審査の結果の要旨

子ども虐待の問題は現在、大きな社会問題の一つとして取り上げられており、その中でもネグレクトは子どもにとって目に見えにくい傷を負い、その影響は生涯及ぶことも少なくない。しかし子ども虐待ケースへの支援に関する先行研究や調査では、虐待を一括して扱われることが多く、ネグレクトに特化した研究は少ない。本研究ではネグレクトケースに限定して保健師が具体的にどのような困難に直面していたか、なぜ困難と捉えたか等について明らかにしている。このことが本研究のオリジナリティであり、地域看護の実践にとっても意義あるものと評価された。

専門委員会では、今まで明らかにされていなかったネグレクトケースの現状とそこに関わる保健師の困難さを豊富なケースの提示と保健師の生き生きとした語りにより明らかにしており、説得力に富むものであったこと、さらに困難さの内容についてもケースと出会って保健師が最初に感じたことを始め、深まらない養育者との関係、養育者と子どもの間に立つことでのジレンマ、それらの体験から保健師個人の不安や心身に及ぶ消耗等具体的な状況が示され、困難さの詳細が明らかにされたことが評価された。

考察においては、支援経験年数による困難の違いなども考慮しながら、困難を抱えながら支援を継続する保健師を具体的にどのように支えられるか、支援システム等も含めた検討の必要性が指摘された。しかし研究結果から養育者との関係性構築が難しいことがあげられ、その要因として養育者自身の複雑な家族の環境要因や生育歴などが影響を及ぼしていること、保健師は被害者

である子どもに共感し、何とか解決したいと強く思うことから共感疲労を引き起こしていたこと、そして子どもの生命を護るためにはその養育者へかかわらなければならないが、養育者に否定的感情を有し共感できないことなどが考えられた。そして、保健師が非論理的に思える養育者の世界をそのまま理解すること、保健師と養育者の間に生じている心理的メカニズムを理解すること、様々な困難を抱えながら支援する保健師を支える体制を整える必要性などが論じられており、今後のネグレクトケースへの支援において重要な示唆を提示していると評価された。

以上の論点を踏まえ、博士學位論文審査専門委員会では、本論文を學位規程第3条に定める博士（看護学）の學位論文としてふさわしい水準にあると認め、「合格」と判定した。

博 士 学 位 論 文

内容の要旨および審査の結果の要旨

第17集

平成23年10月31日

編集・発行 日本赤十字看護大学大学院  
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3

印 刷 株式会社 ワコー